

**令和7年度山形県学習者用端末等調達業務
公募型プロポーザル募集要領**

山形県 GIGA スクール推進協議会

1 目的

令和7年度山形県学習者用端末等調達業務に参加する山形県教育委員会および県内市町村教育委員会（以下、「参加市町村」という。）において、文部科学省が推進する「GIGA スクール構想の実現」のため、共同調達を実施するにあたり、提案能力に優れた者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度山形県学習者用端末等調達業務

(2) 業務内容

「令和7年度山形県学習者用端末等調達仕様書（iOS, Google, Windows）」に記載のとおりとする。

3 応募資格及び失格事項

(1) 応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していない者。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）。
- ④ 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者。
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者。
- ⑥ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。）第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ⑦ 県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する者。
- ⑧ 次のいずれにも該当しない者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

ア 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損額を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

⑨会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生の手続きをしていないこと。

⑩本業務と同種又は類似の業務（国又は地方公共団体の業務に限る。）を、過去5年以内に受託した経験を有すること。

(2) 共同企業体として応募する場合の応募資格

①共同企業体協定書を締結していること、又は、当該業務契約締結の日までに協定書の締結を予定していること。なお、契約締結の日において協定書の締結が完了していない場合は、契約相手方をしない。

②共同企業体の全ての構成員が3（1）①から⑨までの要件を満たしていること。

③構成員のうち少なくとも1者が3（1）⑩を満たしていること。

④共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本県企画提案に参加していないこと

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

①この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき

②提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき

③提出書類に記載すべき事項が記載されていないなど、企画提案書がこの要領に定める要件に適合しないとき

④提出書類に虚偽又は不正があったとき

4 提出書類及び提出方法等

本企画提案に参加する場合は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類、部数、期限

提出書類	部数	期限
①参加申込書（様式第1号） ②事業者概要書（様式第2号） ③類似業務実績一覧表（様式第3号）	正本：1部 副本：10部	令和7年4月30日（水） 午後5時
④企画提案書（任意様式） ※提案は1社又は1共同企業体につき、1提案とする。	正本：1部 副本：10部	令和7年5月16日（金） 午後5時

<p>※提案は全て企画提案書に記載すること。</p> <p>※企画提案内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業への理解度（本業務に対する考え方・実施方針） 2 事業実績（実績による専門知識、ノウハウの有無） 3 実施体制（実施体制、役割分担） 4 端末・周辺機器等（性能） 5 キットティング（契約形態やスケジュール等への理解、具体的な作業手順や内容、設置・据え付け） 6 保守運用 7 独自提案 <ul style="list-style-type: none"> ・本事業外 ・本事業内 8 その他 <p>⑤見積書（様式第4号）</p> <p>⑥共同企業体に関する協定書（任意様式）</p> <p>※共同企業体として応募する場合のみ</p>	
---	--

（2）提出先及び提出方法

「10 問い合わせ先」まで郵送、持参又は電子メールにより提出すること。郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。持参する場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く。）に持参すること。

（3）その他

- ①提出書類は、原則A4判で作成し指定の様式を用いること。ただし、A3判の折り込みは可。
- ②企画提案書については、タテ、ヨコを統一すること。また、枚数は、参考資料も含めて20枚（両面40ページ）以内とする。
- ③提案説明は、専門用語をできるだけ避けるなど、平易な表現に努め、要点を簡潔にまとめること。専門性の高い用語は、書面に注釈を付記しておく等、内容が正しく把握できるよう工夫すること。
- ④表紙及び目次を付けること。
- ⑤参加申込書や企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により「10 問い合わせ先」に提出すること。

5 審査

（1）審査方法

- ①山形県 GIGA スクール推進協議会が設置する山形県 GIGA スクール推進協議会選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）において、OS ごと評価基準表に基づき、評価した得点が最も高い提案者を、令和7年度山形県学習者用端末等調達業務の契約候補者に選定する。
- ②審査は、原則、書類のみで行う。
- ③審査にあたり、提案者へ質問及び追加の資料提出を求める場合がある。

(2) 配点及び採点基準

「評価基準表」のとおり。

(3) 提案者が1者のみの場合も、各委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

(4) 審査結果は、すべての提案者に書面で通知する。審査結果に関する問合せは受け付けない。

(5) 提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

6 質問等

(1) 受付期間

令和7年5月13日（火）の午後5時までとする。

(2) 受付場所

「10問合せ先」に同じ。

(3) 様式

質問書(様式第5号)

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メールによる。ただし、郵送又は電子メールを利用した場合、「10問合せ先」に参加表明をした旨を、電話で連絡する。郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「プロポーザル質問書在中」と朱書きすること。）とし、提出期間内必着とする。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、山形県ホームページに掲載する。また、回答内容は、本プロポーザルの実施要領や仕様書等に記載する内容の追加又は修正とみなす。なお、本プロポーザル実施において、公平性が保てないと判断される質問については、回答しない場合がある。

7 契約事項

(1) 選定評価委員会の評価した得点が最も高い提案者（事業者）を契約候補者とし、参加市町村と個別に、契約に係る協議を行う。なお、契約金額については、仕様書の内容を勘案して決定するため、参加者が提示する額とは必ずしも一致するものではない。

(2) 評価した得点が最も高い場合でも、評価の総合得点が満点の60%に満たないときは、契約候補者とししない。

(3) 契約候補者が契約を締結しない場合又は協議が整わなかった場合は、その特定を取り消し、次点となった事業者を契約候補者とし、参加市町村と契約内容について協議を行い、契約を締結する。

8 留意事項

①本プロポーザルの参加に係る経費については、提案者の負担とする。

②取得した情報の無断での利用、複写及び仕様を禁ずる。

③提出された書類等は返却しない。

④提出期限以降の書類等の差し替え及び再提出は認めない。

⑤選定に係る資料は、原則非公開とする。

9 スケジュール

(ア) 公告日

令和7年4月17日(木)

(イ) 参加申込書等書類提出

令和7年4月30日(水) 午後5時まで

(ウ) 質問受付期間

令和7年5月13日(火) 午後5時まで

(エ) 企画提案書等提出

令和7年5月16日(金) 午後5時まで

(オ) 書類審査

令和7年5月中旬

(カ) 審査結果通知

令和7年5月下旬

10 問い合わせ先

山形県 GIGA スクール推進協議会事務局

(山形県教育局義務教育課内)

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号(山形県庁13階)

TEL 023-630-3416

ygimu#pref.yamagata.jp (※送信する際は、「#」の部分を「@」に修正すること。)

岩田